

ボートレース鳴門

芝生広場利用要綱

平成28年4月

鳴門市企業局

(本要綱の範囲および変更等)

第1条 本要綱は、ボートレース鳴門芝生広場（以下「芝生広場」といいます。）を利用する際の鳴門市企業局長（以下「施設管理者」といいます。）と芝生広場利用者との一切の關係に適用します。

2 利用者とは、本要綱の内容を承諾の上、所定の手続に従い芝生広場の利用を申請し、施設管理者から利用許可を受けた方をいいます。

3 施設管理者は、利用者に事前の通知をすることなく、本要綱等を変更することができます。

4 施設の使用について、ご希望に添えないことがあります。

(利用目的)

第2条 芝生広場は、各種イベント等の目的で利用できます。

(施設の概要)

第3条 芝生広場の概要については、下記のとおりです。

ボートレース鳴門 芝生広場

所 在 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48

面 積 5115.03㎡

そ の 他 ステージあり

トイレは附属棟（ダイナミックキャビン）1階を使用する。

(利用可能人数)

第4条 芝生広場を利用することができる人数は、20名以上とします。

(利用可能日)

第5条 原則としてメインスタンドの営業時間以外での利用が可能です。ただし、施設管理者の行事等により利用できない場合がありますので、予約時にご確認ください。また、施設の点検、補修および改造等施設の管理運営上やむを得ない場合は、別途施設に掲示のうえ臨時に休業日を設ける、あるいは利用の制限ができるものとし、臨時休業日の設定および変更等を行う場合であっても利用者に対しての補償はしません。

(利用時間)

第6条 芝生広場を利用できる時間は、次のとおりです。

(1) ボートレース場営業日 閉門から午後9時まで

(2) ボートレース場休業日 午前9時から午後9時まで

※ 利用時間を厳守してください。

※ 利用時間には、準備や清掃等後片付けを含みます。

(利用の申請方法)

第7条 芝生広場の利用を希望する方は、利用希望日の30日前（当該日が担当部署の休日の時は次の営業日）から7日前（当該日が担当部署の休日の時は次の営業日）までに利用目的や内容を『ボートレース鳴門 芝生広場利用許可申請書』に記入し、受付時間内に担当部署に提出するものとします。電話・郵便・FAX・口頭のみでの申し込みはできません。

提出先 〒772-8510

鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48

鳴門市 企業局 ボートレース企画課

TEL 088-685-8111

FAX 088-685-0342

- 2 利用申請の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- 3 内容により、施設管理者が質問や確認等をする場合があります。

(利用料)

第8条 芝生広場の利用料は、1時間当たり500円（光熱水費含む。以下同じ。）とします。

- 2 利用者が鳴門市の住民である場合（利用者が法人の場合は、鳴門市内に主たる事業所がある場合）は、前項の利用料を1時間当たり250円に減額するものとします。
- 3 第1項または前項の規定に関わらず、営利を目的とした利用ではないと認める場合については、その内容により利用料を免除するものとします。
- 4 第1項もしくは第2項の利用料は、施設の利用希望日の前日までに納付してください。

(利用の制限)

第9条 以下の事項にあてはまる場合、あるいは施設管理者が利用にふさわしくないと判断した場合は芝生広場の利用を制限し、利用申込決定後または利用中において、利用の取消しまたは利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対して施設管理者は一切の責任を負いません。

- (1) 公の秩序を乱す、または善良な風俗を害する等、管理上または風紀上好ましくないと認められるとき。

- (2) 政治的または宗教的集会、各種勧誘、募金活動等と認められるとき。
- (3) 利用者が未成年のみであるとき。
- (4) 施設等を損傷または滅失するおそれがあるとき。
- (5) 集団的にまたは常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 施設管理上支障があると施設管理者が判断したとき。
- (7) 火気の使用あるいは危険物の持ち込み等を行うまたはその恐れがあるとき。
- (8) 利用者が第三者に会場の利用権の全部または一部の譲渡・転貸の恐れがあるとき。
- (9) 申込書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあったとき。
- (10) 関係法令に反する、または関係官公署の指示に反するとき。
- (11) 注意に従わない、または本要綱に違反すると施設管理者が判断したとき。
- (12) 商品を不特定の消費者に販売する等商業目的で利用すると認められるとき。
- (13) 音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがあるとき。
- (14) 来場者・受講者数が施設の許容範囲を超える、または、周囲に迷惑を及ぼすと施設管理者が判断したとき。
- (15) 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、または、施設管理者の経営上の都合その他やむを得ない事由が発生したとき。
- (16) その他芝生広場の管理上・運営上支障があると認められるとき。

(勝舟投票券発売及び払戻設備の利用)

第10条 勝舟投票券発売及び払戻設備については、利用できません。

(利用上の注意点)

第11条 本要綱および法の定める事項を遵守し、誠実に催しを開催してください。

- 2 利用に際しては、施設管理者が運営するポートルース場来場者等に対して、迷惑行為となるような言動は謹んでください。
- 3 利用中は、秩序維持、利用者の整理・案内誘導等を確実に行ってください。
- 4 芝生広場利用中（準備、撤去を含む）に発生した事故については、利用者のみならず、関係事業者や来客者の行為であっても、すべて利用者の責任と

なりますので、事故防止には万全を期してください。

- 5 危険物等の持ち込みは一切禁止します。
- 6 ペット（盲導犬等補助犬を除く）の持ち込みは禁止します。
- 7 許可なく施設管理者の施設内で物品の販売や展示、壁や柱あるいは扉への貼り紙、釘打ちなどは一切禁止します。
- 8 やむを得ない理由により利用を中止する場合は、利用申込者が遅くとも開始30分前まで受付に連絡するものとします。
- 9 利用申込者は「利用者の都合により中止になった」旨を来場者・受講者等に連絡する等の対応について責任をもって行うものとします。
- 10 駐車場は共有施設であり確保や占有はできません。また、満車時に周辺道路および施設管理者が管理する以外の土地への駐車は一切禁止します。
- 11 芝生広場の利用に必要なエリアの外への侵入は禁止します。

（利用許可および許可の取消）

- 第12条 利用の許可は「ポートルース鳴門 芝生広場利用許可書」の発行により決定します。「利用許可書」は申込書提出後6日以内に発行します。
- 2 「利用許可申請書」に虚偽の記載があった場合や、申し込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合、あるいは許可を受けた目的以外に利用された場合、台風等災害の発生が予想される等の場合には、利用許可を出さないうちまたは利用許可の取り消しを行うことがあります。
- 3 芝生広場を利用する際は、利用許可書を携帯してください。

（利用者の管理責任）

- 第13条 利用者は、来場者等の安全の為、災害や事故等に備えて事前に施設の非常口や消火栓の位置、避難誘導方法の確認をしてください。また、災害等発生時には、利用者をはじめとする来場者のすべてを安全に避難させなければなりません。
- 2 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行わなければなりません。
- 3 会場の保安全管理の必要があると判断した場合、施設管理者は利用中であっても立入ることがあります。また、防災上必要と判断した場合は、機材等の移動を指示することがあり、利用者はその指示に従わなければなりません。

（荷物の搬入出および預かりについて）

- 第14条 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損および汚損について、施設管理者は一切関知しません。

- 2 利用時間外に荷物を搬入および搬出することはできません。
- 3 貴重品、精密機器、生鮮食料品、生き物については、利用中預かりません。

(利用者の現況回復の義務)

第15条 会場内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損・紛失・汚損させた場合、利用者は、利用前の状態まで現況回復するものとします。

- 2 利用終了にあたり、発生したごみはすべて利用者の責任において処分し、利用前の状態まで現況回復するものとします。
- 3 利用後に利用者立会いの上、スタッフが施設・設備を点検・確認します。

(免責および損害賠償)

第16条 利用中の展示物および利用者・来場者・受講者等が持ち込んだ物(貴重品を含む)等の盗難・破損事故および人身事故等すべての事故については、その原因の如何を問わず、施設管理者は一切の責任を負いません。

- 2 天変地異、関係各省庁からの指導、その他施設管理者の責に帰さない事由により利用が中止されたときの損害について、施設管理者は一切の責任を負いません。
- 3 駐車場は無料で利用できます。ただし、駐車場内での事故または駐車中の車両に何らかの損害が生じた場合でも施設管理者は一切の責任を負いません。
- 4 利用者等が建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失等した場合、施設管理者はその損害に応じて利用者に対し全額賠償請求します。
- 5 利用者が本要綱に違反したことにより施設管理者が損害を被った場合、その損害に対し全額賠償請求します。

(要綱の変更)

第17条 要綱の内容は、予告なく変更することがあります。その際には利用者等に告知するよう努めます。

(施設内での飲食等)

第18条 芝生広場利用中の飲食・飲酒については禁止しておりません。ただし、施設内外の設備・備品、その他を破損・汚染・紛失させた場合は、利用者のみならず、関係事業者や来客者の行為であっても、すべて利用者の責任で賠償・現況回復するものとします。

- 2 飲酒運転等、法令に違反する行為は絶対に行わないでください。

(個人情報)

第19条 施設管理者は、利用者の個人情報を芝生広場の運営およびサービス

の提供のために利用するものとし、適切な管理に努め、以下の場合等を除いて本人の承諾なく利用者の個人情報の第三者への開示提供は一切行いません。

- (1) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- (2) 利用者の行為が利用要綱に反し、施設管理者の権利、財産やサービス等を保護するため必要と認められる場合
- (3) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(遺失物の扱い)

第20条 施設内での遺失物は、利用日から通常1週間程度保管したのち、警察に届けることとします。

(喫煙)

第21条 芝生広場での喫煙は一切できません。

- 2 ポートレース鳴門の敷地内での喫煙は、指定された場所のみ可能となります。厳守してください。

(その他)

第22条 利用者への電話、FAX等の取次ぎはしません。

- 2 芝生広場の管理運営上必要があるときは、施設管理者職員がご利用中の施設に立ち入ることがあります。
- 3 利用の承認を受けた施設以外の場所には立ち入らないでください。
- 4 その他、この要綱に定めのない事項については、事前に担当部署に相談の上、指示に従ってください。
- 5 本要綱に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則等で施設管理者が定めるものとします。
- 6 施設管理者は、随時本要綱を改定することができ、その効力は全ての利用者に及ぶものとします。なお、利用者はその改定に関して、施設管理者に何ら異議を申し立てることはできません。
- 7 本要綱およびその細則等に関する一切の紛争は、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。